令和７年度斑鳩町まちなか観光景観形成事業補助金　事業実施要項

1. 事業目的

法隆寺をはじめとする世界文化遺産が存する本町の魅力ある歴史的な町並みの維持を図りながら、観光まちづくりを推進するために、それらを目的とする修景施設の新築、増築、改築、改修、移設等を行う者に対して、斑鳩町まちなか観光景観形成事業補助金を交付する。

２． 募集期間

令和７年５月７日（水）～令和７年６月６日（金）午前８時３０分～午後５時１５分

※土曜・日曜日を除く

※申請者多数により、申請額が予算額を超えた場合は、抽選を行います。

抽選日時　令和７年６月１６日（月）午前１０時

抽選の有無については別途お知らせします。

　　　※募集期間内に予算額に満たない場合は、令和７年８月２２日（金）まで先着順で随時募集します。なお、その際の補助の限度額は、予算残額により変更となる場合があります。

３． 申請方法

　　　　募集期間内に斑鳩町まちなか観光景観形成事業補助金交付申請書及び関係書類を添えて斑鳩町役場都市創生課へ提出してください。

提出書類

　　　・申請書（様式第１号）

　　　・収支予算書（様式第２号）

　　　・実施設計書及び工事設計図面

　　　・見積書（発注先を含む３社以上）

　　　・着工前の写真

　　　・所有者であることを証する書類（新築の場合は当該建築物が自己所有物であることを申し立てる書類）

　　　・誓約書（様式第３号）

　　　・使用賃貸借契約書（申請者が所有者以外である場合のみ）

４． 補助対象者

・斑鳩町歴史的風致維持向上計画に記載されている重点区域（別図参照）における修景施設の新築、増築、改築、改修、移設等を行う者

※ただし、新築については、特別用途地区内における建築制限緩和対象建築物に限ります。

・町税に滞納がない者

・その他の制度による補助金を受けていない者

５． 補助対象経費

歴史的風致維持向上計画の重点区域内（別図参照）において行われる修景を目的とした工事費及び設計費（土地、内部改修等に関する経費は除く）※詳細については別表の通り

６． 補助金額

【建築物】

・歴史的風致形成建造物　補助対象経費の２/３　最大１，０００万円

・一般建築物　　　　　　補助対象経費の２/３　最大３００万円

【門、塀、生垣・植栽】

・歴史的風致形成建造物　補助対象経費の２/３　各項目ごと最大３００万円

・一般外構施設　　　　　補助対象経費の２/３　各項目ごと最大７０万円

７． 注意事項

・既に工事に着手されている場合や既に工事が完了している場合は、補助の対象となりません。

・申請を希望される場合は、事前に都市創生課までお電話または窓口で必ずご相談ください。

・各補助項目について、補修が主たる目的となる場合は補助対象となりません。

**別図**

**斑鳩町歴史的風致維持向上計画における重点区域**



|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| Ａ～Ｂ | 国道25号 | Ｇ～Ｈ | 町道156号線及び法隆寺山内と大字法隆寺の境界 |
| Ｂ～Ｃ | 町道201号線 | Ｈ～Ｉ | 法隆寺西一丁目と大字法隆寺の境界  町道130号線及び111号線 |
| Ｃ～Ｄ | 町道217号線及び265号線 | Ｉ～Ｊ | 町道103号線 |
| Ｄ～Ｅ | 県道奈良・大和郡山・斑鳩線 | Ｊ～Ｋ | 町道167号線 |
| Ｅ～Ｆ | 町道263号線及び262号線、  法隆寺北二丁目と大字法隆寺の境界 | Ｋ～Ｌ | 町道115号線 |
| Ｆ～Ｇ | 町道201号線、221号線、157号線及び214号線 | Ｌ～Ａ | 町道103号線及び152号線 |

